

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	いすゞ自動車株式会社		コード	7202
提出日	2025/6/4		異動（予定）日	2025/6/26
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	柴田 光義	社外取締役	○										△				有
2	宮井 真千子	社外取締役	○														有
3	中野 哲也	社外取締役	○														有
4	桜木 君枝	社外取締役	○														有
5	阿部 博友	社外取締役	○														新任 有
6	細井 友美子	社外取締役	○														新任 有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	柴田光義氏が長年勤めている古河電気工業（株）（以下当該取引先といふ）と当社との取引関係については、その内容・金額規模は、当社の財政状態・経営成績及びキャッシュ・フローの状況からみて、いずれも重要性は認められません。また当該取引先等から見ても特段重要性は認められないと考えられます。	長年にわたる上場企業の経営者としての豊富な経験・幅広い知見に基づき、社外取締役として、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から意見をいただくこと、また独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役に選任しております。 また、当社が定める社外取締役の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
2	—	多様な業種・企業での職務および経営参画を経験しており、ダイバーシティに関する講演を行なう等、多岐にわたる活躍をされています。 製品開発・マーケティングの豊富な職務経験、特に当社事業エアリであるASEAN各国のマーケットに関する知識およびコーポレートコミュニケーション・サステナビリティ等の豊富な知識を有しております。社外取締役として、異業種視点を踏まえた当社のマーケティング分野のさらなる強化および多角的視点から意見をいただくこと、また独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただくことを期待し、社外取締役に選任しております。 また、当社が定める社外取締役の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
3	—	グローバル食品メーカーにおいて財務会計・IR領域の統括をされてきました。また、ASEAN複数国におけるグローバル企業および子会社経営の経験を有しており、グローバル視点でのマネジメント実績も豊富です。 財務会計・IR・企業経営の経験および見識、また当社事業エアリであるASEANにおける知識を有しております。社外取締役として、多角的視点から意見をいただくこと、また独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただくことを期待し、社外取締役に選任しております。 また、当社が定める社外取締役の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
4	—	企業倫理・コンプライアンス、コーポレートガバナンスに関する豊富な知識と職務経験を有しております。また、当該知識および職務経験を活かして公正中立な第三者の立場から当社の経営を監査・監督いただくとともに、取締役会および監査等委員会において適時適切な発言をいただくことを期待し、引き続き監査等委員会に選任しております。 また、当社が定める社外取締役の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
5	—	企業法務に関する豊富な知識と職務経験を有しております。公正中立な第三者の立場から高い専門性と客観的な視点で当社の経営を監査・監督いただくとともに、取締役会および監査等委員会において適時適切な発言をいただくことを期待し、監査等委員会である社外取締役候補者としました。 また、当社が定める社外取締役の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
6	—	長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験およびリスク管理業務経験と、財務および会計に関する相応程度の知識に基づき、公正中立な第三者の立場から高い専門性と客観的な視点で当社の経営を監査・監督いただくとともに、取締役会および監査等委員会において適時適切な発言をいただくことを期待し、監査等委員会である社外取締役候補者としました。 また、当社が定める社外取締役の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

コーポレートガバナンス・コード原則4・9が要請する社外取締役の独立性を判断する基準として当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に準拠しております。このうち当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者および業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）のうち当社のいすゞからの前連結会計年度における連結売上高の2%以上となる取引先とし、さらに当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を受けている場合又は所属する団体が寄付を受けている場合の「多額」の基準は年間1千万円（団体の場合は当該団体の前事業年度における年間総収入の2%）以上としております。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目。

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある他の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上の中の各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することになりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。